

# 岡山県立玉島商業高等学校いじめ防止基本方針

## いじめに関する現状と課題

・本校では、入学後の環境の変化や新たな人間関係の壁にぶつかる1年生が多い。SNS等でのいじめなどの報告は少なく、学校内でのからかいや心無い発言などから人間関係が悪化し、担任が相談を受けるケースが多い。本校では保健室の利用や養護教諭への相談という形で悩みが表面化することもあるが、いじめにつながっていることは少なく、友人関係の修復で通常の学校生活が送れるようになっている。

現在、生徒課や各学年主任を中心にいじめ問題への対応を行っているが、生徒が出すサインを教職員側が敏感に感じ取れるようにアンテナを張り、素早く生徒の変化を感じ取ることが課題である。

## いじめの問題への対策の基本的な考え方

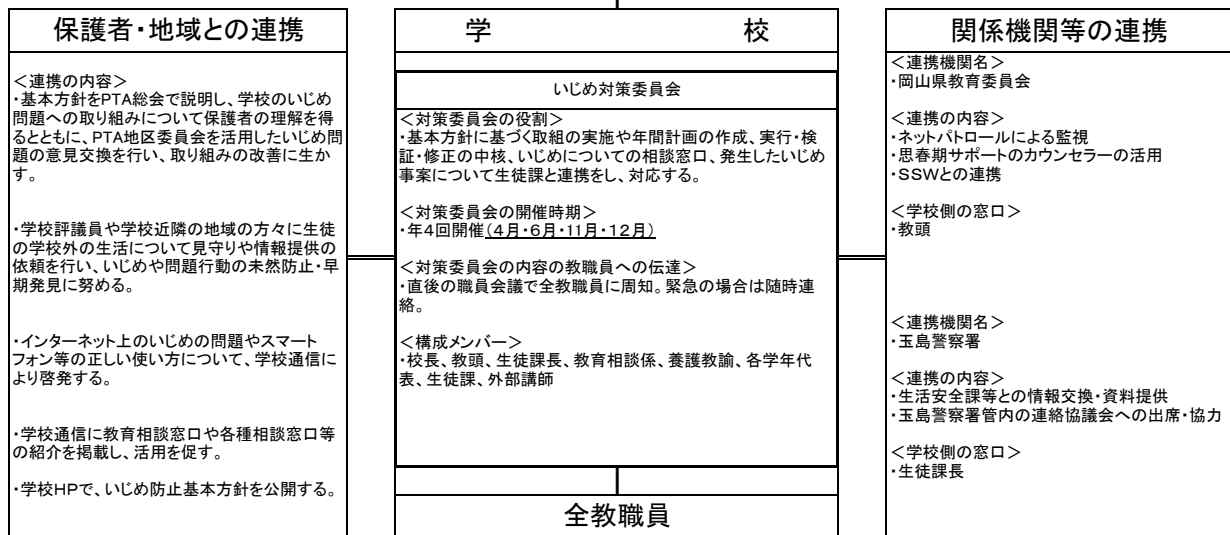
・学校をあげた取り組みを推進するために、いじめ対策委員会には、生徒課長以外にも教育相談係・養護教諭・各学年の代表者も参加し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取り組みを行う。

・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、充実した学校生活を送れる環境づくりを進める。

・いじめの早期発見のために年2回(6月・11月)にアンケートを実施し、得られた情報を教職員で共有し、教育相談とも連携を図る。

### <重点となる取組>

- ・生徒の携帯電話利用実態をふまえ、1年生情報処理の授業でSNS等の理解を深めさせる。
- ・「いじめについて考える週間」において生徒会が全校生徒に啓発する取組を支援する。
- ・SNS等ネット上のいじめについての理解を深めるために教職員研修を実施する。



## 学校が実施する取組

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| ①<br>い<br>じ<br>め<br>の<br>防<br>止      | <p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等ネット上のいじめについての理解を深めるために、教職員研修を実施する。</li> </ul> <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめについて考える週間」において生徒会が全校生徒に啓発する取組を支援する。(全校集会での啓発)</li> </ul> <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を作り、生徒同士でも先輩が後輩に愛情を注げるような機会を設定することで充実感を感じられる学校作りを進める。</li> </ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、その危険性や情報発信の責任を自覚させ適切な使い方ができるように、情報モラルに関する授業を1年生情報処理の時間に行う。</li> </ul>  |
| ②<br>早<br>期<br>発<br>見                | <p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの早期発見のために年2回(6月・11月)にアンケートを実施し、得られた情報を教員で共有し、教育相談係とも連携を図る。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめについて相談できる体制を整える。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の気になる変化や行いがあった場合、教職員間でいつでも情報共有できる体制をつくる。</li> </ul> <p>(家庭との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席や遅刻、成績の変化等、気になることが発生した場合、家庭との連絡を密にし、生徒の様子を適切に把握・情報交換を行う。</li> </ul>  |
| ③<br>い<br>じ<br>め<br>へ<br>の<br>対<br>処 | <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校生徒がいじめを受けているとの連絡を受けたり、アンケート等でその可能性が明らかになったときは、いじめの有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的な対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会及び生徒課・教育相談係が連携をとり対応を検討する。</li> </ul> <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を守り抜くことを最優先に、保護者と連携をとりながら、当該生徒に適切な支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切な対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者と連携をとりながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul> |